

山形県米沢市 熱中症予防啓発サポーター

- 米沢市では、独自の登録制度として令和8年5月1日に熱中症予防啓発サポーターを新設。
- 手続は「登録申込書」の提出のみ。より簡単な手続で熱中症予防の声かけなどに協力いただける団体を募集している。

熱中症予防啓発サポーター (令和8年9月7日時点)

※21団体のうち公表の許可が得られた12団体のみ

- 特定非営利活動法人結いのき
- 米沢ヤクルト販売株式会社

[活動例] 市健康課による「熱中症予防講座」をヤクルトスタッフが受講し、声かけ時のポイント等を学んだ上で、予防啓発活動を実施している。



- 大塚製薬株式会社 東北支店山形出張所
- [活動例] 環境フェスへのブース出展
- 米沢市西部地区民生委員児童委員協議会
- 辻自動車株式会社
- 社会福祉法人米沢明星会 明星保育園
- 社会福祉法人幸春会
- 上郷地区民生委員児童委員協議会
- 窪田地区民生委員児童委員協議会
- 愛宕地区民生委員児童委員協議会
- 山上地区民生委員児童委員協議会
- 万世地区民生委員児童委員協議会

表面

令和8年5月 環境課

米沢市 熱中症予防啓発サポーターを募集しています

気候変動の影響で熱中症の危険性が高まる中、米沢市では、「米沢市熱中症予防啓発サポーター」の登録制度を新設しました。熱中症になりやすい方への見守りや声かけ等の協力をしてくださる企業や団体を募集しています。
登録対象となる団体や登録の流れは、裏面をご覧ください。

熱中症予防啓発サポーターとは

日常の活動の中で、熱中症になりやすい方への見守りや声かけ等の協力をする団体のこと。

主な取組項目

- 熱中症予防の声掛けの実施
例:高齢者等の住宅訪問時に、水分補給やエアコン使用の声掛けを行う。
- 熱中症予防啓発チラシ等の配布
例:店頭で市提供のチラシを設置したり、イベント時にチラシを配布したりする。
- 熱中症予防に関する啓発イベント等の実施
- 熱中症予防のための広報活動
- その他、熱中症予防の推進を図る取組

日々の業務や活動にプラスαをして、熱中症の予防啓発に取り組んでいただけの団体を募集しています。

熱中症予防啓発サポーターになるメリット

- ・高齢者などの熱中症になりやすい方への見守りや声かけ等の活動をする際に、「米沢市熱中症予防啓発サポーター」として活動することができます。
- ・米沢市から団体へ、熱中症対策に関する情報や啓発チラシ等を随時提供します。
- ・米沢市ホームページにおいて、各団体の取組を紹介します。(公表可の場合)

【問い合わせ・登録申込先】
米沢市市民環境部環境課 環境担当
電話 0238-22-5111 (内線3302)
メール kankyo-1@city.yonezawa.lg.jp

熱中症予防啓発サポーター募集の市ホームページはこちら

裏面

登録の対象となる団体

米沢市内において活動する法人またはその団体(主たる事業所の所在地が市外に存する法人を含む。)

※以下の事項に該当する場合は、登録の対象外とします。

- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有すると判明したとき。
- ・その他、「米沢市熱中症予防啓発サポーター」として不適切と認められたとき

登録の流れ

1. 「登録申込書」を環境課に提出
窓口にて直接提出、郵送、メール提出のどの方法でも構いません。
2. 担当課による申込内容の確認・審査
3. 登録
登録通知書を交付いたします。
「公表可」の場合は、市ホームページに団体名を掲載させていただきます。

- ◆ 熱中症対策に関する情報や啓発チラシ等を随時提供します。
- ◆ 実績報告をしていただく必要はありませんが、活動時のお写真等を提供いただけましたら市ホームページで紹介させていただきますのでぜひご提供ください。
- ◆ 登録をとりやめる場合は、「廃止届」を環境課にご提出ください。
(廃止届の様式は市ホームページからダウンロード可能)



▲ 米沢市熱中症予防啓発サポーター募集チラシ

■ 工夫した点

- 最低限の手続で協力団体を募ることができるように検討した。
- 米沢市としては、「登録通知書」の交付時に熱中症予防啓発チラシを同封する他、山形県などからの情報をメールでお知らせするなどしている。
- 広く募集できるように、庁内各課に制度の周知および登録募集への協力を依頼している。